

## 社会福祉連携推進法人 幸輪ホールディングス 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日までの3年間
2. 内容

目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。  
男性社員・・・取得率30%以上  
女性社員・・・取得率80%以上

＜対策＞

- 8年1月～ 休業者の業務力バーア体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施  
育児休業に関する制度の周知  
対象社員へ個別面談、取得促進

目標2：全社員の時間外・休日労働時間の平均を各月20時間未満とする。

＜対策＞

- 8年1月～ 管理職向けに各部署の労務管理の徹底を周知  
各部署における課題の共有・業務量の見直し

目標3：年次有給休暇の年間平均取得日数を10日以上とする。

＜対策＞

- 8年1月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する  
取得しやすい職場環境づくりを図る  
定期的に残日数を通知、取得を促す

目標4：子の看護等休暇制度を拡充する（子の対象年齢の拡大、育児・介護休業法の規定を上回る日数付与、いわゆる「中抜け」（就業時間の途中から時間単位の休暇を取得し、就業時間の途中に再び戻ること）で取得できる制度など）。

＜対策＞

- 8年1月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- 9年4月～ 制度の導入、社内報などによる社員への周知